

新型コロナウイルス感染症対策としての
災害時避難所運営マニュアル作成指針
(第2版)

令和2年7月
秋 田 県

新型コロナウイルス感染症対策としての 災害時避難所運営マニュアル作成指針

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、大地震や豪雨などの自然災害が発生した場合の避難所運営のあり方が課題となっています。

こうした状況において災害が発生した場合に、避難所における感染リスクを下げるため、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける事前準備と避難所開設・運営の対応を適切に行う必要があります。

県では、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所運営における具体的な対応策等を内容とする、「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針」を作成しました。

各市町村においては、地域や避難所となる施設等の実情を十分考慮し、新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営や、マニュアル等の作成における参考としてください。

また、マニュアル等の作成とあわせて、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を、適切かつ円滑に行うための体制を事前に整備するようお願いします。

令和2年5月

秋田県総務部総合防災課

目 次

第1章 事前準備

1	十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設	1
2	避難所のレイアウト等の検討	2
3	物資・資材等の準備状況及び必要数の把握	2
4	避難者の健康管理	2
5	発熱者等のための専用スペースの確保	3
6	避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	3
7	自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応	3
8	住民への周知	4
9	避難所運営を行う職員等の安全の確保	5
10	避難所運営訓練の実施	5

第2章 災害時の対応

1	住民への周知	6
2	避難所における感染症対策	6
3	避難者の健康管理	7
4	発熱者等への対応	7
5	避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	8
6	自宅療養者及び濃厚接触者の対応	8
7	在宅避難者等への支援	8

第3章 感染者への差別や誹謗中傷への対応

1	倫理的・人道的配慮	9
2	配慮のポイント	9

○ 避難所レイアウト例

○ 様式例

・ 避難者シート

・ 健康状態チェックシート

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」にも掲載していますので、御参照ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50038>

第1章 事前準備

1 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- 避難者が3つの密（密閉・密集・密接）とならないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数等を想定し、できる限り多くの避難所を確保する。
- 感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、高齢者・基礎疾患を有する者、障がい者、妊産婦等やその家族、発熱・咳等の症状のある人、及び濃厚接触者についてそれぞれの専用の避難所を事前に設定することが望ましい。

【指定避難所以外の避難所（以下、「臨時避難所」という。）の選定・確保】

- ・ 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

- 体育館等が避難場所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。
- 居住区では、個人（又は家族）ごとに2 m以上の距離を確保することに留意する。

- ・ 臨時避難所の開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに地域の実情に応じて県有施設等の利用やホテル・旅館等の活用等も検討する。

- ホテル・旅館等の活用に当たっては事前に協定の締結等を行うよう努める。

- ・ 臨時避難所を選定・確保するに当たっては、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮する。
- ・ 臨時避難所となる建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議する。（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施。）
- ・ 臨時避難所を開設する場合を想定して、職員等の具体的な役割分担、手順を確認する。
- ・ 近隣市町村の指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ協定等を結ぶなど、当該市町村の協力を得る。

【臨時避難所の情報発信・物資等体制の整備】

- ・ 指定避難所以外の場所を避難所として活用する場合、その情報を事前に発信する。
- ・ 適切かつ必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

2 避難所レイアウトの検討

- 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する。
- 発熱、咳等の症状が出た避難者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

3 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

- 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り事前に準備する。

【基本的な感染症対策用】

マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤など

【避難者等の健康管理用】

非接触型体温計、血圧計 など

【避難所運営スタッフの防護用】

使い捨てビニール袋、使い捨て手袋、マスク、ガウン、ゴーグル など

【その他資材】

パーティション、ビニルシート、段ボール、テント、仮設トイレ、段ボールベッドなど

4 避難者の健康管理

避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。

- 医療関係者に対し、発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。
- 避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。
- 避難者の健康状態を効率的に把握するため、「感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を準備する。

http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf 参照

- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話を行う職員等の保護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を管轄の保健所と協議する。
- 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

5 発熱者等のための専用スペースの確保

- 発熱者等のために、専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。

- 体育館が避難場所となる学校施設では空き教室の活用等を検討する。
- 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。

- 専用スペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニルシート及びテント等を準備する。
- 各避難所に専用スペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難所（個室が確保しやすい施設）の設置を検討する。
- 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

6 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

- 軽症の場合であっても、原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことから、管轄の保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、病院等への移送方法及び移送する際の役割分担・手順等についてあらかじめ決めておく。

7 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応

- 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等（以下「自宅療養者」という。）及び新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触者（以下「濃厚接触者」という。）の避難支援を円滑に行うため、管轄の保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等についてあらかじめ決めておく。

8 住民への周知

○ 広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

【自宅の安全確保】

・ハザードマップ、防災マップ等で自分の家の安全性を確認して、自宅外に避難すべきかどうか検討すること。河川に近い場所、低い場所、急峻な斜面の近くなどでは、たとえばハザードマップ・防災マップ等で図示されていなくても危険な場所があるので注意すること。また、建物の高さや構造によっても安全性は大きく変わる。

【在宅避難の検討】

・自宅が浸水する可能性がない場所、土砂災害の危険がない場所、マンションの上層階の場合には、在宅避難（その場に留まる）について検討すること。

【避難所以外への避難の検討】（分散型避難）

- ・安全が確保できる親戚や知人宅への避難を検討すること。
- ・学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊を検討すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 換気等を十分行うよう注意する。○ 災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する。○ 車中泊はエコノミークラス症候群対策に注意する。 |
|---|

- ・安全が確保できるホテル・旅館等への避難を検討すること。

【必要な物資等の持参】

・市町村の備蓄品には限りがあることから、感染防止や健康状態の確認のため、マスク（代用品としてタオル、バンダナなど）、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシなど）、上履き（スリッパ、靴下）、防寒着等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

【避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合】

- ・避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。

【「警戒レベル」の意味を正しく理解してもらう】

- ・風水害の危険が迫ってきた場合、その危険度に応じた「警戒レベル」が発表されること。
- ・避難に時間を要する人とその支援者や、特に災害の危険性が高いところにいる人は「警戒レベル3：高齢者等避難」の段階で避難を開始すること。
- ・「警戒レベル4：全員避難」の段階では、危険な場所にいる人全員が速やかに避難することを意味すること。「全員避難」とは、すべての人が避難所に行くことを示したのではないこと。

9 避難所運営を行う職員等の安全の確保

- 避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。
- 「3 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握」に記載している「【避難所運営スタッフの防護用】」の必要数をあらかじめ算定し、準備する。

10 避難所運営訓練の実施

- レイアウト作成・確認（隔離、避難者間の距離の確保、パーティション設置場所等）を行う。
- 必要な連絡先（非常時にアドバイスや協力をもらえる医療機関、保健所等）を確認する。

（新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン）

http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf 参照

第2章 災害時の対応

1 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線等で次の事項を周知する。

- 第1章「8 住民への周知」に記載の内容
- 臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等

2 避難所における感染症対策

- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石けんと水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ゴミ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置時、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
- 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭内洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

○ 換気は気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（1時間に2回以上）、2方向の窓を同時に開けて行う。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇があれば、窓の開閉と併せて、使用する。

○ 居住区では、個人（または家族）ごとに2m以上の距離を確保し、パーティション等を活用する。

- 密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらし、食事中はできるだけ会話を控えるよう周知する。
- 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
- 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等と呼びかけるポスター等を掲示する。

3 避難者の健康管理

- 避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。

- 「感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を適宜利用する。

http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf 参照

- 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
- 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は専用のスペースに隔離し、医師の診察を受けさせる。
- 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

- 車中泊は、エコノミー症候群対策に注意する。

- 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）
- 避難者の深部静脈血栓症（DVT）の予防のため、濃厚接触者を含め、定期的な軽い運動を行うことを推奨する。

4 発熱者等の対応

- 発熱等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニルシート及び段ボール等で区切るなど工夫する。
- 発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせる。
- 発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。
- 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。
- 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
- 発熱者等の専用のスペースやトイレ、風呂・シャワー等は、一般の避難者とゾーン、動線を分ける。

5 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

- 第1章「6 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応」に記載の管轄の保健所と行った協議に基づき対応する。

6 自宅療養者及び濃厚接触者の対応

- 第1章「7 自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応」に記載の管轄の保健所と行った協議に基づき対応する。
- 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、やむを得ず一般の避難所へ避難した際は、管轄の保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整する。それまでの一時的な避難スペースは、一般の避難者とは別の建物とすることが望ましいが、困難な場合は、「4 発熱者等の対応」に記載の事項を徹底する。

7 在宅避難者等への支援

- 救護所設置や食糧供給等の生活情報を広報する。
- 在宅避難や車中泊による避難を行っている住民に対し、要請があれば食糧供給等の支援を実施する。

第3章 感染者への差別や誹謗中傷への対応

1 倫理的・人道的配慮

避難所では、感染者への差別や誹謗中傷、また誤った情報による混乱などが予想される。倫理的・人道的観点からの配慮や対応、また、適切な情報提供のあり方についても、検討の上、関係者に広く周知しておく必要がある。同時に、日頃からの住民啓発・啓蒙も重要である。

2 倫理的・人道的配慮のポイント

- 高齢者、障がい者、妊産婦、発熱・咳等の症状のある人及び濃厚接触者等、それぞれ専用の避難所を設定する場合は、人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」等を、予め住民に十分に周知する。
- 感染症に対する偏見や差別を阻止するため個人情報の管理が必要である。
- 感染防止のための隔離や停留は、公共の利益のために個人の行動が制限されるものである。個人の生活の質が損なわれないように配慮する必要がある。
- 感染者、家族、避難所運営を行う職員等の「不安」や「恐怖」は感染防止対策の妨げになり、偏見や差別の要因ともなる。個々の事情に合わせた解決策を考え対応する必要がある。

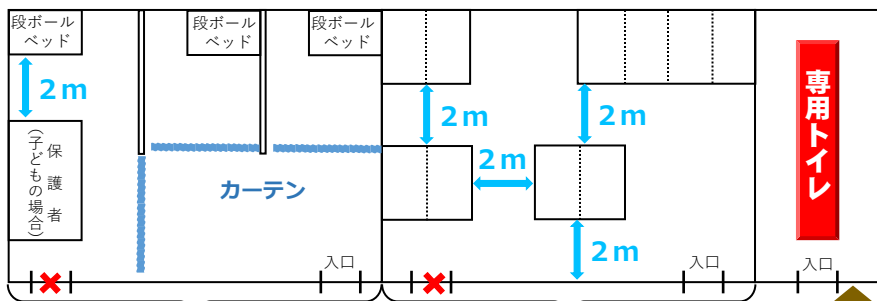
「新型コロナウイルス感染症流行時の患者・家族・職員への倫理的配慮」

(国立国際医療研究センター病院国際感染症センター)：

http://dcc.ncgm.go.jp/core/pdf/20200221_1.pdf

避難所（体育館）のレイアウト（例）

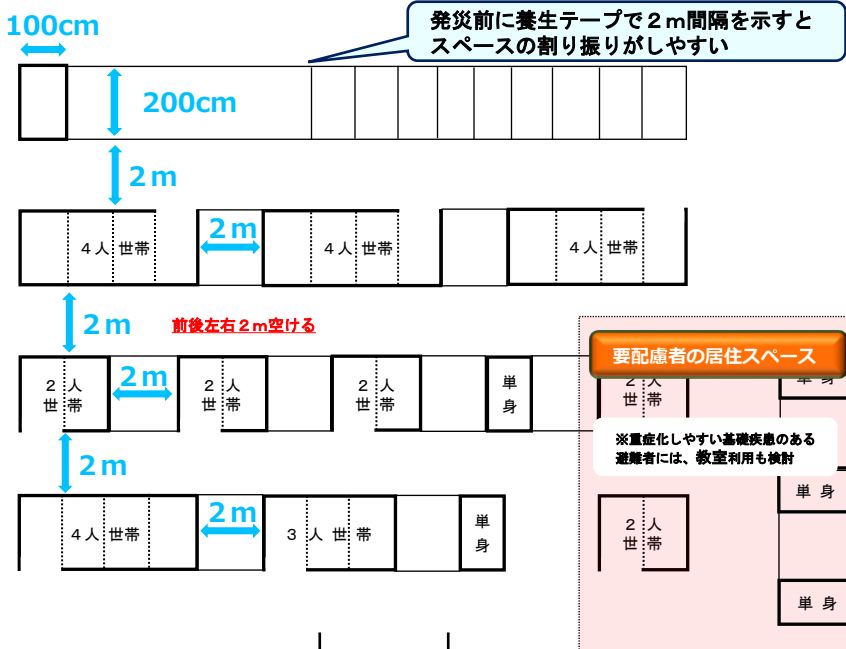
■専用スペース（教室）



**発熱や体調不良のある方
の専用スペース**

**発熱や体調不良のある方
の家族専用スペース**
(別の部屋が望ましい)

■居住スペース（体育館）



総合受付

○避難者の入所受付
○外来者（※）の受付

既設トイレ

■ 臨時の診療スペース (教室等)

医療機関が機能しない場合を想定し、臨時診療所、臨時薬局の設置スペースを確保

発熱や体調不良なし

発熱や体調不良有

事前受付

体温・体調 チェック

■避難者シート

【受付番号 〇〇〇〇〇〇〇〇】

記入年月日	年 月 日	避難所名	
住 所	〒 ー	電話番号	
		携帯電話番号	
		メールアドレス	
		その他連絡先 (親戚等)	
家屋の被害 状況	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 流出 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止 【居住の可否】 ☐ 可 ☐ 否	避難形態	☐ 避難所 ☐ 在宅 ☐ テント ☐ 車中 ☐ その他 ()
		自家用車	車種： 色： ナンバー：

【ご家族情報】

氏 名 (ふりがな)		年齢	性別	特に配慮が必要なこと (妊娠婦、障がい、アレルギー、服薬など)	安否確認 への対応
世帯主	ふりがな				☐ 公 開
					☐ 非公開
ご家族	ふりがな				☐ 公 開
					☐ 非公開
	ふりがな				☐ 公 開
					☐ 非公開
	ふりがな				☐ 公 開
					☐ 非公開
	ふりがな				☐ 公 開
					☐ 非公開
	ふりがな				☐ 公 開
					☐ 非公開

避難所運営に協力できること			
ペットの同伴	☐ 有 ☐ 無	種類：	頭数：

※このカードは、家族ごとに記入して「総合受付」に提出してください。

※ご記入いただいた情報は、災害対策本部や避難所運営と支援（食料や物資の配給や健康管理など）のために最低限必要な範囲で共有します。

※安否確認の問合せがあった場合に、住所・氏名等を公開してもよいか、個人ごとに必ず確認してください。

(記入日 年 月 日)

健康状態チェックシート（例）

・現在の健康状態に係る次の各項目について、【はい】・【いいえ】のいずれかを丸で囲み、総合受付に提出してください。

・また、その他に気になる症状などがある場合には、備考欄に御記入ください。

(ふりがな)

氏 名

◆ 体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・以下の症状がひとつでもありますか。 ・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった ・少し動くと息が上がる ・胸の痛みがある ・横になれない、座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ
・強いだるさ（倦怠感）がありますか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ

◆ 備 考

--